

2 未来を創る子育て・教育都市

理 念

- 1 暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
- 2 伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
- 3 区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

都市像

基本方針

I

だれもが輝く
にぎわい都市

II

未来を創る
子育て・教育都市

III

みんなで築く
健康・福祉都市

IV

次代につなぐ
環境都市

V

暮らしを守る
安全・安心都市

子育て、親育ちを支援する

学校教育の充実を図る

次代を担う青少年を育成する

平和で人権が尊重される社会をつくる

基本構想

《都市像の実現に向けて》

- ◆子どもを生み育てやすい環境を整備し、親育ちと子育てを支援します。
- ◆教育環境の充実を図ります。
- ◆次代を担う青少年を育成します。
- ◆平和で人権が尊重される社会をめざします。

品川区で生まれた子どもたちが、品川区の、そして日本の未来を担う人材として健やかに成長できるよう、親と子の成長を地域社会、行政が見守り、支える連携・協力のしくみや体制を整備します。さらに、子どもたちが健全で心豊かな人格を形成し、豊かな個性と社会性・人間性を備えた個として成長するために、“学び”にとって最良の機会と場が提供できるよう、教育環境の充実を図ります。

2. 未来を創る子育て・教育都市

基本方針 2－1 子育て、親育ちを支援する

政策の方向

子育て環境が大きく変容をとげている中で、子育ての基本は親が育てることであり、親自身が子育ての自覚と自信をもてるよう、親の育ちを支援するとともに、子育ての相互援助活動など、失われつつある地域の子育て力を再構築し、子どもを生み育てることの楽しさを実感できる地域社会をめざします。

現在の状況

少子化や核家族化の中、子育てについて十分な知識や心構えを身に付けていない親や、子育ての悩みを一人で抱え込んでしまう親も少なくありません。こうした状況の中、妊娠期から親同士の交流や学びの機会と場の提供、相談などを実施するチャイルドステーション事業を展開しています。また、児童センターでの親子サロン・幼児クラブや保育園での一時保育・オアシスルームなどの在宅子育て支援の充実も図っています。~~保健所~~保健センター等では、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。

このほか、子育てに係る地域での支え合いを充実するため、ファミリー・サポート事業など、育児の相互援助活動を支援する取り組みを行っています。

さらに、年末保育、延長夜間保育、休日保育、病児保育等多岐にわたる保育事業を実施し、子育て世帯の多様化するニーズに対応するとともに、幼保一体施設の開設や、認証保育所の誘致活用等により、需要に対応した保育施設の整備を推進しています。また、幼児教育については、就学前の乳幼児に対して保育・教育内容の充実に努めています。

今後の課題

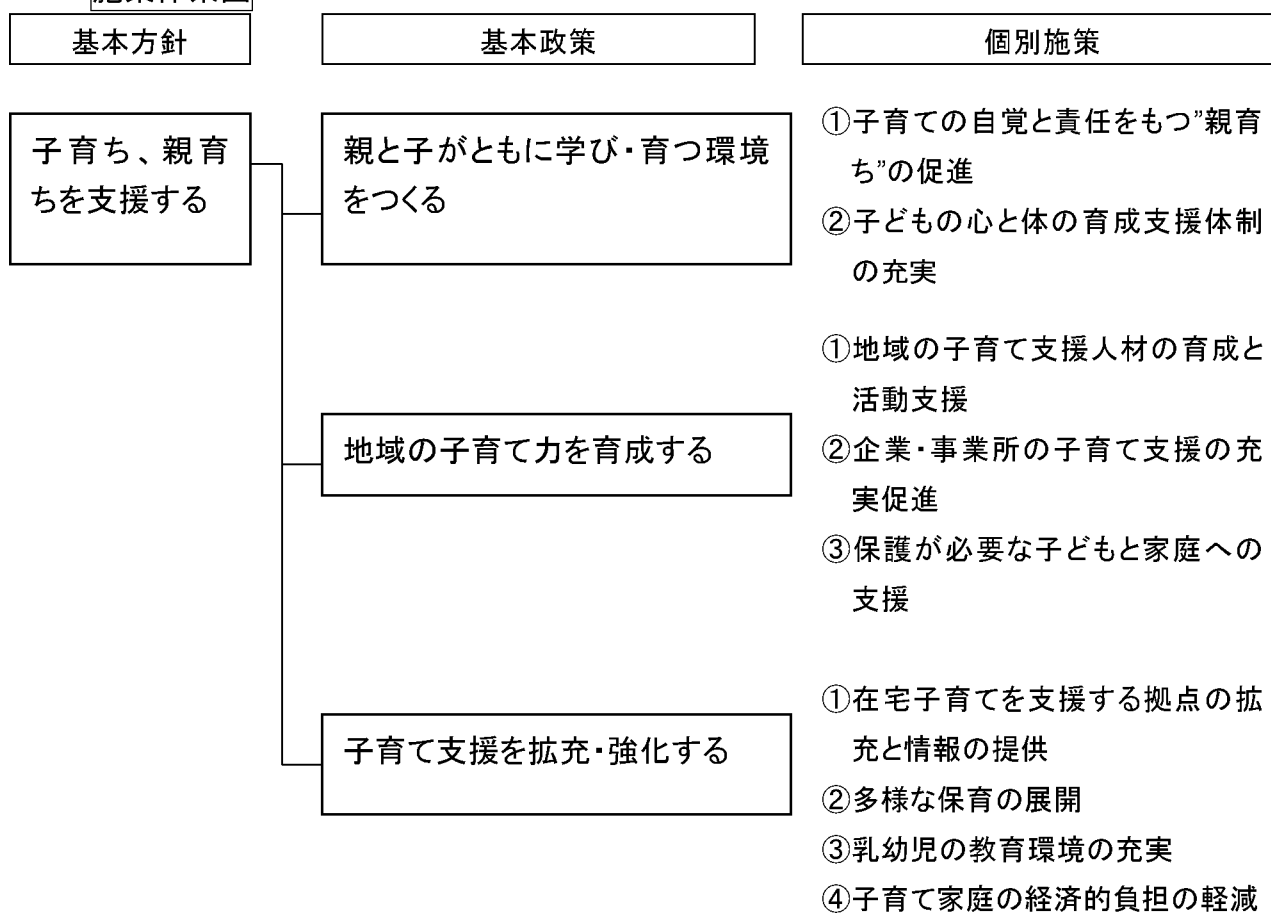
親と子がともに学び、成長していくことのできる環境を整備するとともに、行政によるサービスを利用するだけでなく地域での人と人のつながりを大切にし、お互い助け合う関係づくりを支援していく必要があります。

親が抱く出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や障害の早期発見のために、関係機関との連携を強化し、専門的相談、支援を一層充実していくことが求められています。さらに、児童虐待、障害など特に支援が必要な状況にある子どもや家族には、~~品川区とともに~~地域の支え合いによって、その支援に取り組むことが望まれています。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実、強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、~~保育園、幼稚園~~・保育園と小学校間における交流、連携を推進することが極めて重要です。

これからは、子育てに関する不安や悩みの相談機能の充実、親子同士の交流や育児疲れ解消のための場の整備、働き方の見直しや勤務時間の多様性に応じた柔軟な保育、育児休業とつながる保育園への円滑な入園のしくみづくりなど、次世代育成支援の取り組みが求められています。家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実が望まれます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-1-1：親と子がともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進展や生活様式の多様化にともない、親から子へ、お年よりから若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる~~中学・高校・大学生~~など~~若年~~子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至る段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

<個別施策>

①子育ての自覚と責任をもつ‘親育ち’の促進

子育てに対する自信喪失、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをおして親育ちを支援します。

さらに、次代を担う中学・高校・大学生が乳幼児とのふれあいをおして、子どもを生み育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

②子どもの心と体の育成支援体制の充実

安心して子育てができるよう、妊娠をはじめ乳幼児の発達・発育や障害などの状況に応じた専門相談の機会を提供します。また、乳幼児の保護者に対し、のびのびと育児ができるよう、子育てに関する知識の普及や子育て情報の提供、地域における支え合いのしくみを構築します。

基本政策 2-1-2：地域の子育て力を育成する

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄になりがちな社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、地域の子育て体制を強化するとともに、企業の子育て支援対策を支援し、地域の子育て力をそこに活用します。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化なども推進します。

＜個別施策＞

①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

地域における子育て力を一段と高め、地域社会が一体となって子育てを行うために、子育てを経験した団塊世代のマンパワーの活用や様々な団体との協働による地域子育て力の活用を図ります。

②企業・事業所の子育て支援の充実促進

企業・事業所の育児支援制度の充実を促すため、育児休業の取得や職場復帰後の子育て支援などを促進します。また、区内中小企業の優秀な人材を確保するため、企業との協働により、地域開放等を前提とした事業所内保育所の整備など、子育てしやすい就労環境を支援します。

③保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を構築します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

基本政策 2-1-3：子育て支援を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを展開するとともに、地域子育て支援センター等の拠点施設を整備し、子育てが孤立化しないよう、子育て家庭全体への支援を強化します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や未就学の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

＜個別施策＞

①在宅子育てを支援する拠点の拡充と情報の提供

家庭にひきこもりがちな親子が気軽に集えるように、地域子育て支援センターを整備し、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援をとおして、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

②多様な保育の展開

社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施するとともに、保育施設の整備や充実等により保育環境の向上を図るほか、幼保一体施設の整備や認証保育所等の活用などにより、受け入れ枠の拡大を図ります。

③乳幼児の教育環境の充実

幼稚園・保育園を問わず、未就学の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校への滑らかな接続をめざします。また、豊かな幼児期を経て就学へ接続するため、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

④子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てし住み続けられるように、子育てに係る費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。~~また、在宅子育て家庭と就労子育て家庭それぞれの子育て支援策についても検討します。~~

基本方針 2－2 学校教育の充実を図る

政策の方向

児童・生徒の学力向上と人間形成のために学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン 21』」をとおして学校経営の改善、向上と教員の意識改革、資質向上を図り、小中一貫教育等を推進するとともに、自主性・自律性の高い学校の教育力をもって着実に教育目標を達成します。

現在の状況

子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成 11 年（1999 年）に「品川の教育改革『プラン 21』」を策定し、学校選択制、外部評価者制度、学力定着度調査等の施策を導入しました。あわせて習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携教育、小学校での英語学習などを導入し、特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域とともに新しい学校の創造に努めてきました。

さらに平成 18 年度（2006 年度）より、小中一貫教育をすべての区立小中学校で実施し、子どもの状況に合わせた、9 年間一貫した教育課程を通じて系統的な教育活動を実現し、教育目標の着実な達成に努めています。

学校選択制は、保護者が学校を選ぶシステムを提供するとともに、選ばれる学校になるために学校が自ら変わっていかうという状況を積極的に生み出すことによって、学校を内から変えていくことをめざして導入された施策です。小中学校とも、従来の通学区域以外の学校を希望した割合は約 3 割となっています。一方で、少子化の進展等により小規模な学校が増えるなどの状況が生まれています。

今後の課題

~~義務教育における児童・生徒の基礎学力の定着・向上や、人間性の育成を図ることが求められています。~~義務教育においては、児童・生徒の基礎学力の定着向上を図るとともに、互いの人権を尊重し、公共の精神に基づく思いやりの心と規範意識を持つ人間として育成することが求められています。さらに、伝統と文化を尊重し、進んで地域社会に貢献でき、自ら学び実践することのできる、個性と豊かな教養を備えた人間として育成することも必要です。工夫した教育課程や多様な学習形態により学習活動を充実させるとともに、市民科などを通じて自己を確立し社会の一員としての役割を果たせる資質や能力を家庭とともに身に付けさせることが求められています。

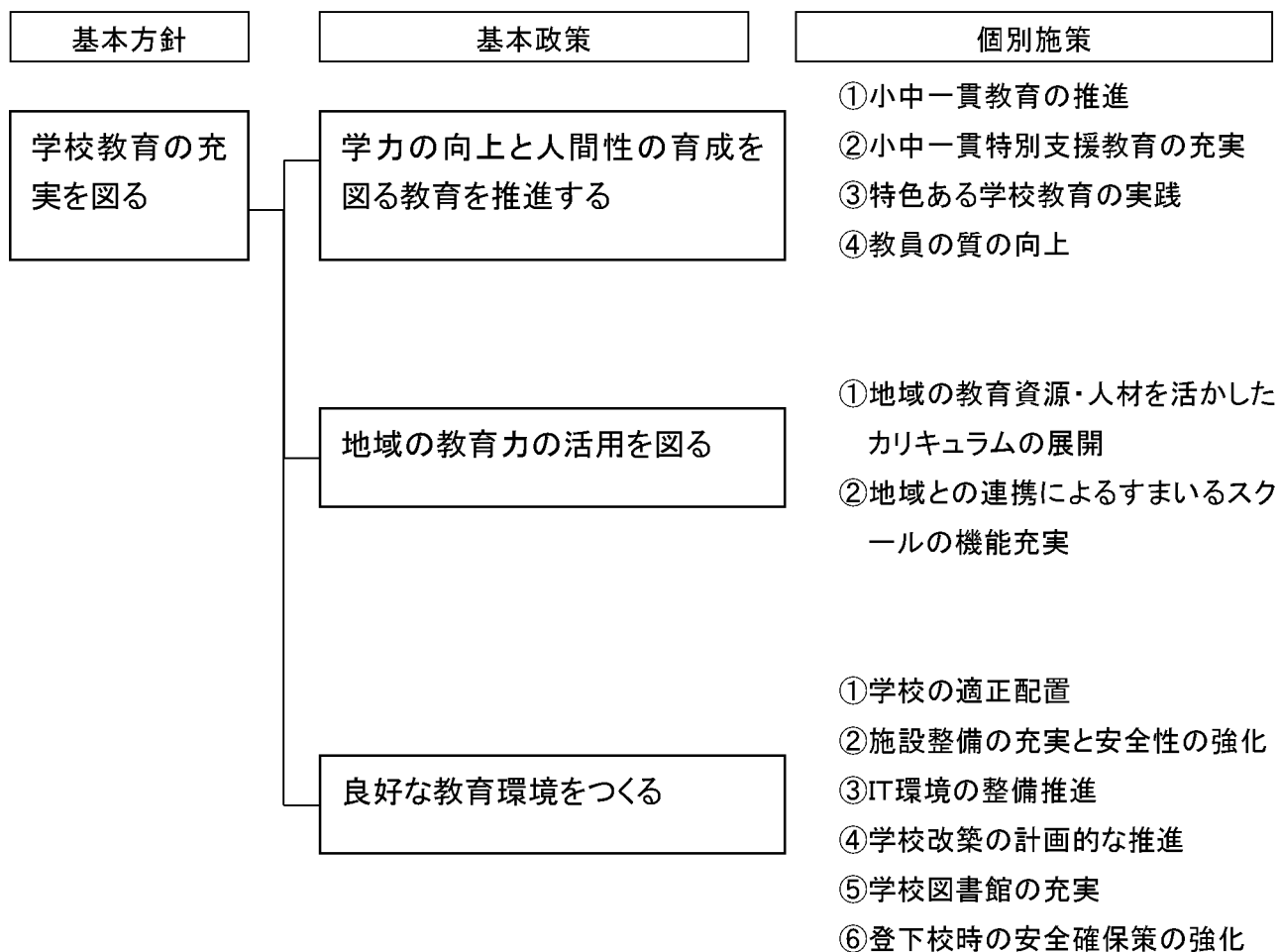
また、特別支援教育や区費教員独自採用、各学校が導入した様々な特色ある教育活動が、子どもや保護者、地域のニーズに応えるものになっているか、さらに、それらの活動が具体的な成果をあげているかを評価する必要があります。その結果を保護者や地域に示し、情報を共有することで、学校と家庭・地域の信頼関係、教育連携を築いていくことが必要です。そのために、学校には単に教育活動を展開するだけではなく、その結果を踏まえ、さらに、学校自らが工夫・改善を行って次の教育活動を創造するような教員の意識や経営マネジメントの改善を図り、区民の期待に応えうる学校力※1の高い学校づくりを推進していくことが求められています。

また、幼児が小学校へスムーズに入学できるよう幼稚園や保育園と小学校との連携も強く求められています。

教育の基盤となる施設設備についても、機能性を重視した教室配置や情報機器・設備の充実など、学習環境の一層の整備を推進していくことが必要です。

※1 学校の総合的な教育力

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-2-1：学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

平成 18 年度（2006 年度）から開始した小中一貫教育を評価し、課題を見出したうえで、保護者や地域のニーズに応えながら、小中一貫教育を推進・充実させるとともに、小中一貫教育における多様で特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、小中一貫教育の円滑・継続的な推進のため、小中一貫教育の指導的立場となる教員の区独自採用や資質向上のための研修を徹底します。

さらに、小中一貫教育における特別支援教育については、個の発達に即した支援を継続的に行うシステムづくり~~という考え方~~を基盤として、専門家チームの派遣や巡回相談などの制度を整備、活用し、児童・生徒に対する適切な支援に取り組みます。

＜個別施策＞

①小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うために、すべての区立小中学校において小中一貫教育を実施しています。あわせて新設の市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、副教科書、教材の改訂・整備を行うとともに、指導体制の工夫やそのための人的措置の充実を図ります。

②小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を有する児童・生徒の増加にともない、特別支援学級を整備・増設するとともに、障害のある児童・生徒のニーズに応じた介助員や学習支援員配置の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーター等の養成およびスキルアップのための研修の充実により、教員の特別支援教育に関する理解を深め、指導力の向上を図ります。

③特色ある学校教育の実践

小中一貫教育をとおして各校（連携グループ）が多様な指導形態、ステップアップ学習等特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成するスチューデント・シティ※1、ファイナンス・パーク※2等の充実を図ります。

④教員の質の向上

校区外部評価ならびに専門外部評価の結果を踏まえ、自らの教育活動をより向上させるよう教員の意識改革を図り、教員の職層やキャリアに応じた教員研修などを充実させ、さらに先進的な取り組みを行っている品川区立の小中学校に教員を派遣する区内留学制度等をとおして、教員の資質向上を図ります。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に進めるため、品川区に愛着をもち、高い使命感と意欲がある教員を区費で独自に採用し、教員を増員することで学力の向上と豊かな人間性の育成を図る品川区の学校教育の充実をめざします。

※1 できるだけ本物に近い街と店舗を再現し、児童が区民（消費者）あるいは経営者の立場になって経済体験をする活動で、人々がそれぞれの役割を分担し互いに支え合うことで実社会が成り立っていることを学びます。

※2 個人のお金に関する意思決定と進路選択を主なテーマとした生活設計体験学習で、情報分析や資産運用などの消費者としての基本的技能を身に付け、本物に近い街と同じ環境の中で、進路選択や将来設計に役立つ資質や能力を育成することをねらいとしています。

基本政策 2-2-2：地域の教育力の活用を図る

市民科を中心に学校や地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、地域の大学や高校なども含めた教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促します。これによって、家庭・地域・学校の連携体制を強化し、児童の健全育成や地域課題に対する三者連携による取り組みを図ります。

＜個別施策＞

①地域の教育資源・人材を活かしたカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実などにより、学校・家庭・地域の連携を促進します。

②地域との連携によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、教育委員会と学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域が協働で児童を育成する場所とします。

基本政策 2-2-3：良好な教育環境をつくる

良好な教育環境の確保のために、地域バランスを勘案した学校配置計画を作成し、順次実施します。また、校務および教務の電子システム化による学校運営の効率化の促進および学校教育における I T 基盤の整備を推進します。さらに、学校施設の整備の充実や耐震化の推進実施、防災拠点としての機能強化、学校図書館の充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図るとともに学校の安全管理を徹底します。

＜個別施策＞

①学校の適正配置

施設の老朽化や学校規模、地域バランス等を総合的に考慮し、区立小中学校の適正な配置計画を検討し、推進します。

②施設整備の充実と安全性の強化

学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての安全性の確保を図ります。

③ I T 環境の整備推進

学校における I T 基盤の整備を促進し、校務および教務を電子システム化することで、学校運営の効率化を促すとともに、学校教育での利活用を図ります。

④学校改築の計画的な推進

学校配置計画に基づき、校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。

⑤学校図書館の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっていることから、児童・生徒の読書習慣を確立するために、学校図書館の機能を充実し利用の活性化を図るとともに、読書指導の工夫や充実を図ります。

品川図書館は、学校図書館とのオンラインネットワーク化や、運営要員の配置等を進め、学校図書館の運営を支援します。

⑥登下校時の安全確保策の強化

登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。

基本方針 2－3 次代を担う青少年を育成する

政策の方向

異年齢・異世代層との交流や自然・社会体験を通じて社会性を身に付けるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう、青少年の健全育成を支援し、そのために必要な家庭や学校、地域社会が連携したしくみをつくります。

現在の状況

近年、青少年をめぐるのは、不登校・ひきこもり等の問題や、フリーターやニートと呼ばれる若者が増加してきていることについて、若者の社会的自立を支援する必要性が高まってきています。また、有害サイトを利用した犯罪や不健全図書の販売など、青少年を取り巻く環境は~~依然として問題が多くあります~~
山積みしております。

こうした環境にあって、青少年健全育成のための様々な取り組みが進められています。成長期における社会的体験をとおして、人とふれあうことは、社会性、協調性、自主性などを学ぶうえで重要であることから、少年少女対象の体験教室や各種スポーツ事業等を開催しています。

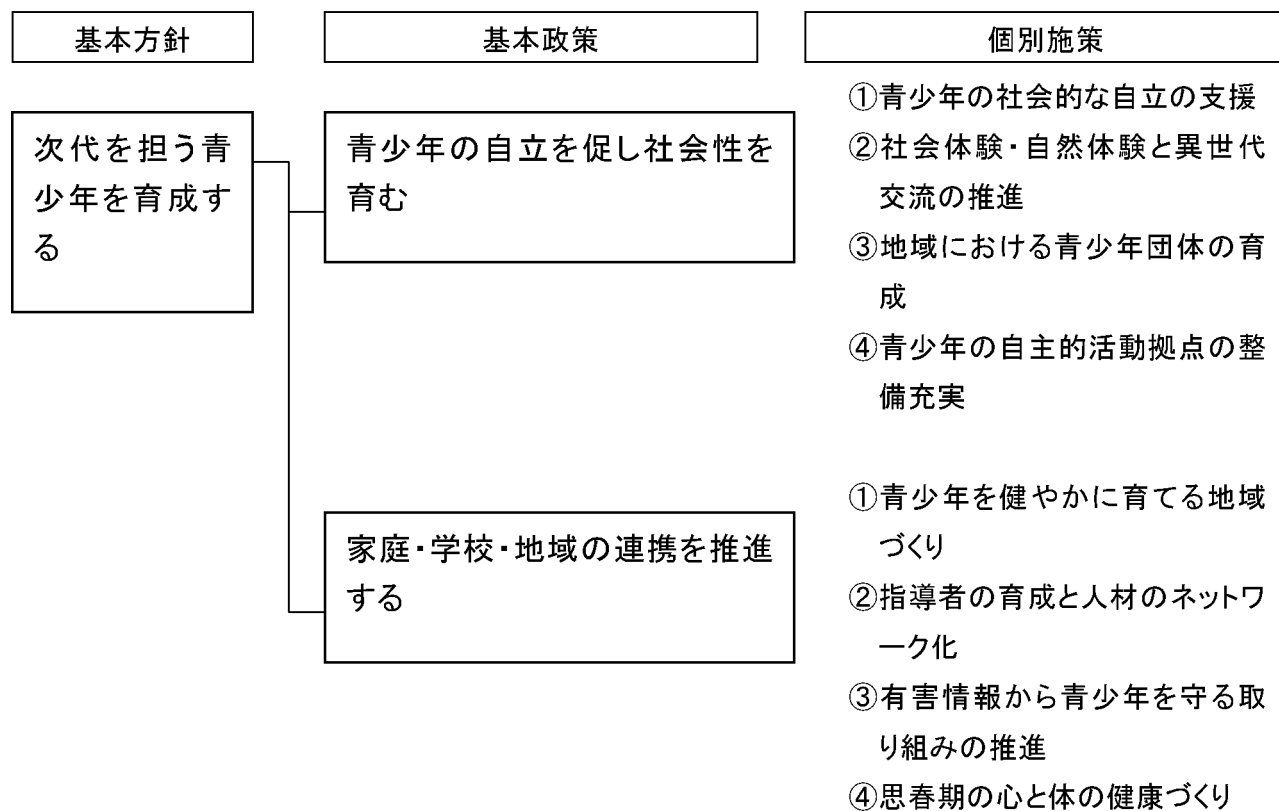
また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けた地域に密着した事業や明るい家庭づくりへの啓発事業、~~保健所・~~保健センター等による思春期の心身の健康のための専門相談や講演会、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施し、青少年や保護者等の多くの参加を得ています。

今後の課題

人間関係が希薄となってきた今日、心身ともに健全で社会性を備えた青少年を育成するために、地域社会における異年齢・異世代間の交流を通じた多様な参加の機会と場を設けることが求められています。そのため、児童センター等の交流の場の整備充実を図るとともに、ボランティア活動や自然体験・社会体験等をとおして青少年の自立的・自発的活動を促す取り組みが重要となります。

また、思春期の心や体に関する健康づくりの普及啓発については、学校だけではなく、大人の自覚と責任のもとで、地域社会が一体となって展開していくことが重要です。また、パソコン・携帯電話の有害サイトや有害図書から青少年を守るためにも、家庭・学校・地域社会が連携・協力し取り組むことが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-3-1：青少年の自立を促し社会性を育む

自らの進路を主体的に選択できる能力を身に付けることや、ボランティア活動等の社会体験への参加による青少年の自立を支援するとともに、これらの活動を促進し、ともに活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成を図ります。

また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザの整備を進め、青少年の居場所として、非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図ります。

<個別施策>

①青少年の社会的な自立の支援

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう職業教育の充実を図ります。

②社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動等社会性を育む活動に参加する機会を地域との協働により提供します。

③地域における青少年団体の育成

青少年の社会参加活動・自然体験活動を促進するために、文化・スポーツ活動・ボランティア活動などに取り組む組織やリーダーを育成・支援します。

④青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力をボランティア活動等によって地域に還元できるようにしていきます。

基本政策 2-3-2：家庭・学校・地域の連携を推進する

青少年の健全育成を推進するには、保護者、地域住民、学校、青少年の健全育成活動団体と品川区とが連携・協力して取り組むことが肝要であり、相互に青少年に関する現状の認識と取り組みへの理解を促す機会や場を設けます。特に、インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るためには、青少年健全育成指導者や家庭の理解と協力が不可欠であることから連携体制の構築を推進します。

さらに、青少年健全育成活動における若手を含めた指導者やリーダーの発掘・育成と人材活用のネットワーク化を推進し、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発を行い、地域や年齢層を越えて地域が一体となった健全育成を推進します。

＜個別施策＞

①青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現状理解や情報交換の場を設けたり、連携した事業を実施します。

②指導者の育成と人材のネットワーク化

地域の青少年健全育成事業を推進するために、ジュニアリーダー教室の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで健全育成活動の一層の推進を図ります。

③有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等の有する危険性と安全な利用方法への理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみでの健全育成活動を推進します。

④思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医やカウンセラー等による相談の機会や家族の学習の場として家族教室を開催します。

基本方針 2－4 平和で人権が尊重される社会をつくる

政策の方向

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進、男女がともに責任を分かち合って社会に参画する社会の実現等に取り組む、平和で人権が尊重される社会を構築します。

現在の状況

平和の実現に向けて昭和 60 年（1985 年）に制定された「非核平和都市品川宣言」は、~~制定から 20 年を経て、~~平和派遣事業や記念事業の展開により、平和の大切さを次世代に伝えています。また、~~制定後 15 年を経過した~~平成 5 年（1993 年）に制定された「人権尊重都市品川宣言」は、様々な普及・啓発事業を通じて区民の中に浸透しつつあります。

男女共同参画については、行動計画を策定しているほか、推進会議の活動、男女共同参画推進フォーラムの開催等により、意識が高まりつつあります。

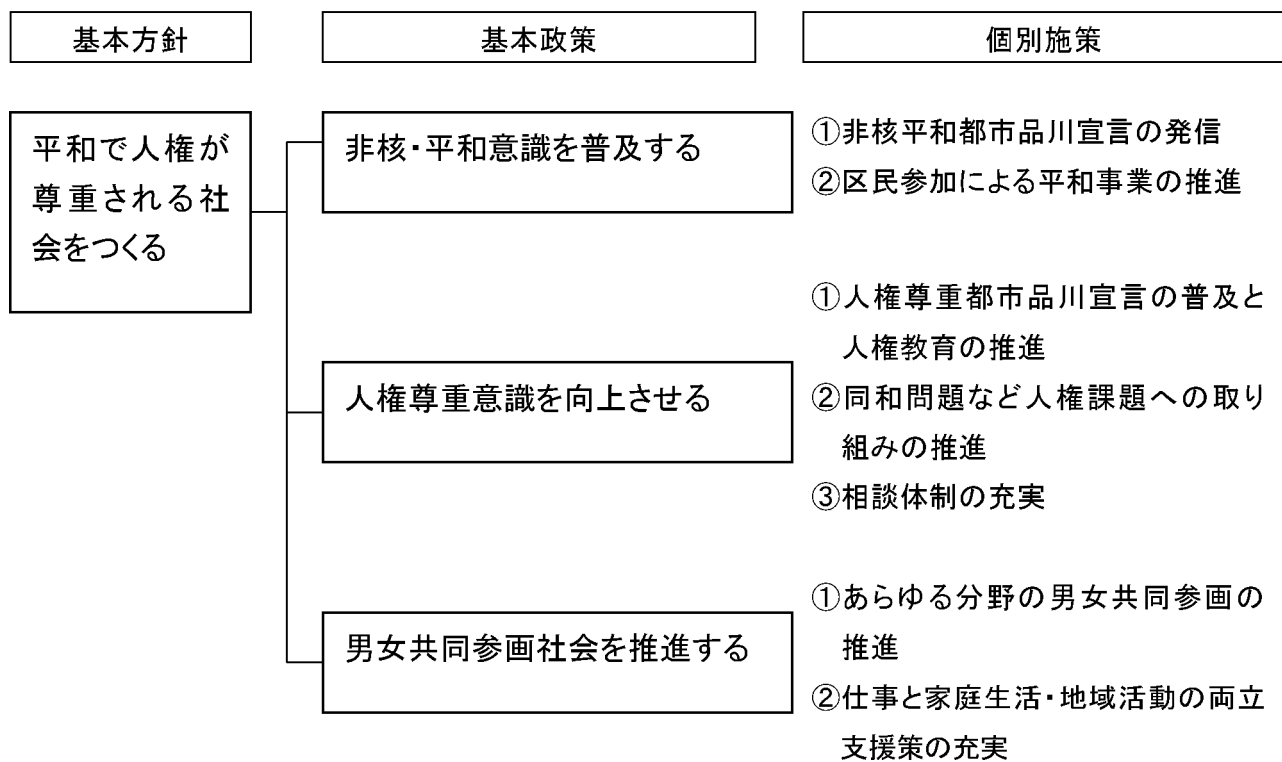
今後の課題

区民一人ひとりが身近なところで戦争の悲惨さを理解し、平和を考える機会をつくり、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、新たな行動計画の策定を進めるとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを強化していきます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-4-1：非核・平和意識を普及する

現在の被爆地広島・長崎への平和使節派遣事業の充実に加え、地域における身近な非核・平和意識の普及活動を展開します。また、日常生活の中から平和の尊さを広めていきます。

＜個別施策＞

①非核平和都市品川宣言の発信

「非核平和都市品川宣言」の普及・啓発と、平和を祈念する事業を推進していくことにより、品川区から平和の大切さを広めていきます。

また、「非核平和都市品川宣言」をとおして、世界平和を考える機会をつくります。

②区民参加による平和事業の推進

身近な生活において一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。日常生活の中から平和を考える機会をつくり、平和の尊さへの理解を推進します。

基本政策 2-4-2：人権尊重意識を向上させる

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発を図りながら人権啓発事業を推進するとともに、人権に関する相談・支援体制を充実することで、差別意識や偏見を解消して、人権が尊重される社会を構築します。

＜個別施策＞

①人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、品川区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

②同和問題など人権課題への取り組みの推進

同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発を行うとともに、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の醸成を図ります。

③相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行います。

基本政策 2-4-3：男女共同参画社会を推進する

あらゆる分野で、男女がその能力と個性を発揮できる環境づくりを支援し、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女がともに責任を分かち合って社会に参画し、豊かな自己実現が可能な社会を構築します。

男女共同参画の施策は多岐にわたるため、各部署が、男女共同参画の視点に立って各種の施策を進めることで、その理念の実現をめざします。

<個別施策>

①あらゆる分野の男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能力と個性を発揮できる社会をつくります。

②仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自己実現を行うことを支援します。